

財団法人石川県金沢勤労者プラザ 環境行動計画

平成22年12月27日

取組方針

財団法人石川県金沢勤労者プラザは、勤労者をはじめ広く県民・市民の福祉の向上と健康の増進及び職業能力の開発向上に寄与することを目的に、石川県及び金沢市が設置した金沢勤労者プラザの管理運営（貸室、貸館事業）事業及び各種講座、催物、職業教育訓練等の事業を実施しています。

当財団の事業活動を進めていく中で、環境保全が重要課題の一つであることを認識し、地球環境との調和、地域社会との融和を図りながら活動していくことを目指していきます。このため、私たちは、事業活動に伴う環境への負荷を少なくするために、以下の取組を役職員一丸となって推進します。

- ① 事業活動の中での省エネルギー化と省資源化（紙使用量の節減・節水）。
- ② 廃棄物の削減。
- ③ 資源（用紙）のリサイクルを進め、有効利用を図る。
- ④ 事務用品等の購入に当たっては、環境に配慮した製品を採用する。

この方針に基づいて役職員一人ひとりが自主的に環境保全活動に取り組むために、取組方針と取組目標及び具体的な取組内容を全役職員に周知します。

平成22年12月27日

財団法人石川県金沢勤労者プラザ

理事長 小林正樹

■ 環境負荷低減の取組

当財団では、事業活動に伴う環境負荷を削減するための取組目標を掲げ、目標を達成するための具体的な取組を設定して取り組むこととしています。設定した取組目標と具体的な取組項目は、次の通りです。

目標一1	二酸化炭素の排出量を、平成19年度から平成21年度の3ヶ年平均409,582kg·CO ₂ を基準として平成24年度までに約2%の削減、400,000kg·CO ₂ 以下に削減する
具体的な取組	<p>(事務所での取組)</p> <ul style="list-style-type: none">① 冷房温度（28度）と暖房温度（20度）を厳守する。② 使用しない電気器具（OA機器等）の電源OFFを徹底する。③ パソコン・コピー機の節電機能を活用する。④ 役職員のクールビズ・ウォームビズを推進する。⑤ 照明器具の省エネ化を進める。 <p>(館内での取組)</p> <ul style="list-style-type: none">⑥ 利用者がいないエリアでは、消灯や節電に努める。（ロビー・廊下等）⑦ 冷温水発生機の循環水（温水・冷水）の温度を適切に設定する。⑧ 照明器具の省エネ化を進める。（研修室・ロビー・廊下等） <p>(公用車における取組)</p> <ul style="list-style-type: none">⑨ エコドライブに取組む。（急発進、急ブレーキを避ける）⑩ 給油時タイヤの空気圧をチェックし燃費の向上に努める。

目標一2	廃棄物の削減とリサイクルの推進に努める。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none">① 廃棄物の削減とリサイクル率向上を図るため、一般廃棄物及び産業廃棄物の分別処理に努め、廃棄物管理票の管理を徹底する。② シュレッダーの使用は顧客情報や機密書類等に限定する。③ ファイル、フォルダーなどは繰り返し使用する。④ 再使用、リサイクルしやすい製品を優先的に購入する。⑤ 詰め替え可能な製品を優先的に購入し使用する。⑥ 購入した物品は可能な限り長期間使用する。⑦ 環境保全の取組を施設利用者にも案内し、可能な限り排出ごみの持ち帰りを呼びかける。

目標一3	コピー用紙の使用量を、平成19年度から平成21年度の3ヶ年平均837kgを基準とし、平成24年度までに約2%の削減、820kg以下に削減する。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 作成した資料を印刷する際は、パソコン画面上での確認を徹底する。 ② 作成した資料を印刷する際は、両面コピー、両面印刷に努める。 ③ コピー機のコピーボタンを押す前に、必ず設定を確認する。 ④ コピーをする場合は、その必要性を十分考える。 ⑤ 会議資料や報告資料等の管理資料及び受講生募集用チラシや講座等で配布する資料等については、必要部数の検討及び確認を行い、印刷過多にならないよう努める。 ⑥ 顧客情報等を含まない不要な文書や棄損したコピー用紙については、用紙の裏面活用に努める。

目標一4	環境に配慮したOA機器・事務用品を使用する。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 事務所内で使用するOA機器や事務用品などは、グリーン製品を含む環境に配慮した製品を優先的に使用する。 ② 役職員全員に「石川県グリーン購入調達方針」を周知し、石川県及び金沢市の外郭団体である当財団においても、率先して取り組まなければならないことを認識してもらう。 ③ パンフレット、封筒には再生紙と大豆油インクを使い、そのことを表示する

■ 環境行動計画の実施体制

この環境行動計画に基づき環境保全活動を効果的に実施するため、管理課長（環境保全責任者）を委員長とする環境推進委員会を設け、実施状況を半年に1回の割合（年2回程度）で確認し、是正点を改善することによって、「具体的な取組」を実行します。